

# 令和8年度広域予防接種費用の請求に係る留意事項

## 1. 取扱い予防接種の種類

- ① DPT（3種混合）予防接種
- ② DT（2種混合）予防接種
- ③ 不活化ポリオ（単独）予防接種
- ④ 麻しん（単独）・風しん（単独）予防接種
- ⑤ MR予防接種
- ⑥ 日本脳炎予防接種
- ⑦ ヒトパピローマウイルス感染予防接種（子宮頸がん予防接種）
- ⑧ ヒブ予防接種
- ⑨ 小児用肺炎球菌予防接種
- ⑩ 水痘予防接種
- ⑪ 高齢者用肺炎球菌予防接種
- ⑫ B型肝炎予防接種
- ⑬ ロタウイルスワクチン予防接種
- ⑭ DPT－IPV、ヒブ（5種）予防接種
- ⑮ 高齢者帯状疱疹ワクチン予防接種
- ⑯ RS ウイルスワクチン予防接種

※市町村によって取扱いが異なりますので、《参考1》をご参照ください。

## 2. 令和8年度予防接種単価

ワクチン委託単価表（高齢者インフルエンザ及び新型コロナを除く）《参考2》をご参照ください。

## 3. 広域予防接種予診票の留意項目

各種予防接種予診票の記載にあたっては、以下の項目にご留意ください。

記載洩れ等については返戻となる場合もありますので、提出前には必ずご確認いただきますようお願いいたします。

### 【記載必須項目】

- (1) 住民票の住所と市町村名の一致
- (2) 接種回数と接種日
- (3) 体温
- (4) 住民票の住所
- (5) 受ける人の氏名
- (6) 性別

- (7) 生年月日 ※予防接種法施行令に基づいた対象年齢確認
- (8) 医師署名又は記名押印
- (9) 保護者自署
- (10) 指定医療機関名称
- (11)         "         所在地
- (12)         "         接種医氏名
- (13) 接種年月日

#### 4. 受託報酬請求書の記載方法

- ・令和8年度分の受託報酬請求書にご記載ください。
- ・広域予防接種予診票を予防接種の種類で区分した後に、受託報酬請求書の市町村順にとりまとめ、該当する欄に予診票の件数をご記載ください。
- ・予防接種受託報酬請求書の項番98に全市町村の合計件数、項番99に全市町村の合計金額をご記載ください。
- ・予防接種受託報酬請求書の各合計金額を集計し、請求金額をご記載ください。
- ・接種不可の記載欄については市町村により取扱いが異なるため、接種不可単価表《参考4》をご参照ください。

#### 【記載例】

受託報酬請求書の記載方法（項番4）

請求金額 181,895 円 合計金額の足し上げ

番号	市町村名	初回接種				追加接種				接種不可			
		ゴベック		クイントバック		ゴベック		クイントバック		(*1)		(*2)	
		単価	件数	単価	件数	単価	件数	単価	件数	単価	件数	単価	件数
2	福知山市	20,224		20,301	1					3,894			
3	舞鶴市	20,224	1	20,224		20,224				3,894			
22	精華町	20,136	2	20,213	2	20,136		20,213		4,026			
25	京丹波町	20,224	3	20,301		20,224							
26	与謝野町	20,224		20,301		20,224							
98	合計件数		6件		3件		件		件		件		件
99	合計金額		121,168円		60,727円		円		円		円		円

2026.04.01

予診票の件数

区分ごとの合計件数

各区分の単価×件数の合計

#### 5. 各種健康診査・予防接種及び被用者保険用福祉併用総括表への記載方法

- ・予防接種受託報酬請求書の合計件数欄の集計を、各予防接種区分の「広域分」欄


にご記載ください。

- ・前年度分がある場合は、令和8年度分と前年度分を合算してご記載ください。

【記載例】

各種健康診査・予防接種及び被用者保険用福祉併用総括表（項番5）

区 分	京都市分	広域分
DPT-IPV(4種)予防接種	件	9件
不活化ポリオ(単独)予防接種	件	件



## 6. 請求書等編綴方法

- ・予防接種の種類で区分した後に、該当する予診票を受託報酬請求書の市町村順に並び替え、各予防接種受託報酬請求書に続けて綴ってください。
- ・各種健康診査・予防接種及び被用者保険用福祉併用総括表に続けて各予防接種受託報酬請求書(該当予診票添付)を綴ってください。

## 7. 請求(提出)方法

- ・毎月10日(診療報酬等請求と同様)までに、京都府国民健康保険団体連合会にご提出ください。
- ・提出前には、「3. 広域予防接種予診票の確認項目」を参考に、記載洩れ等のないよう再度確認のうえ、ご提出ください。
- ・向日市・長岡京市及び大山崎町の高齢者用肺炎球菌は乙訓医師会管内のみ直接市町へご請求ください。

## 8. その他

- ・予防接種受託報酬請求書は、広域予防接種用ですので、京都市での接種分には使用しないでください。
- ・京都市分については取扱いが異なりますのでご注意ください。詳しくは京都市医療衛生企画課へお問い合わせください。  
(電話 075-222-4421)